

## 第1節 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち

# 1 平和・人権

～平和を希求し、人権や国籍、性、出身、障害、年齢などによる差別のないまち

### <基本計画の目標>

《平和》

平和都市宣言及び鎌倉市民憲章の精神を生かし、平和を基調にした世界に誇れる鎌倉をめざします。

《人権》

一人ひとりの基本的人権を尊重し、人種・国籍・性・出身・障害・年齢・デジタルデバイド（情報格差）などによる差別を受けることなく、だれもが市民として尊重される社会をめざします。

学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら、人権教育の推進をめざします。

### <目標指標：市民意識調査による市民の満足度>

市民満足度	当初値	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 目標値	H22 実績	H23 実績	H27 目標値
「鎌倉市は、平和を希求しており、人種や国籍、性、出身、障害、年齢などによる差別のないまち」だと感じている市民の割合	60.8%	59.2%	62.7%	65.2%	67.4%	63.0%	66.7%	64.6%	66.0%

### <6年間の取組の評価>

#### 【経営企画部】

・平和都市宣言及び鎌倉市民憲章の精神に基づき、市民の平和意識の醸成を図るため、市民で構成される実行委員会とともに、平和の大切さを考えるための事業を実施してきました。毎年、小中学生を含む多くの市民が当事業に参加し、平和を改めて考える機会となっています。

・差別のない社会をめざし、人権擁護や男女共同参画の推進に向けた施策を実施してきました。とりわけ、女性相談の体制を強化し、DV被害を含む相談に対応しました。

### <今後の方向性>

#### 【経営企画部】

・今後も平和都市宣言の精神を広め、次世代へ伝えるよう幅広い年代層が参加できる事業の企画立案を実行委員会との協働により取り組んでいきます。

・多くの市民が人権擁護や男女共同参画に対する理解を深めることができるような事業を実施します。また、女性相談や人権相談についてもさらに周知し、人権擁護に努めます。

## 鎌倉市民評価委員会の評価

### 《この分野の6年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見》

- ・本市は昭和33年、他の自治体に先駆けて平和都市を宣言した。以来、長きに亘って平和推進実行委員会と少ないメンバーで協働できており、小中学生を対象に平和の出前事業を行うなど、事業を実行してきたことを評価する。一方、平和推進実行委員会との協働について報告が行われているが、具体的な内容が示されておらず、取組の実態が見えない。
- ・平和意識、人権意識の醸成に向けた啓発が目的であり、啓発については評価できるが、平和・人権に関する具体的施策が、啓発にとどまっている状況が継続している。平和に対する鎌倉らしい背景を掘り起こす内容は見えてこない。
- ・語り部の高齢化や財政難などの問題点があり、効率的な活動への工夫が課題になっているので、今後に期待する。
- ・形式的な取組ばかりで指標を改善する内容になっていない。
- ・具体的な実施事項及び効果が確認できない。

評価の内訳(委員数)						⇒	評価委員会の評価
◎	0	○	4	△	4		○

### 《将来のまちづくりの展望に向けたこの分野に関する意見》

- ・事業の企画立案を市民で構成された「平和推進実行委員会」との協働により取り組んできたが、これまでどのように検討がなされ、具体的にどのように活動しているのかよく分からない。また、平和推進行事業への参加者数は横ばいで、これまでの取組では頭打ちな施策となるため、見直しが必要と考える。
- ・平和を維持し、人権が守られる社会が育つように、鎌倉市という一地域からも地道な事業・啓発を継続して欲しい。
- ・平和都市でなければ、世界遺産を守れない。
- ・「自国の平和と安全は自ら守る」と言う気迫が欲しい。
- ・いじめ問題は以前からあったが近年深刻化してきている。鎌倉ではほかの市に比べ少ないようだが、対策が望まれる。また、いじめ、DV等の相談を受け止めているが、具体的な人権侵害に関してはそれぞれのセクションで受け止め、解決にむけた対応策を講じるべきである。
- ・いじめ問題はかねてからあったが、近年深刻化している。「かまくら人権施策推進指針」を改訂するにあたっては、実行性のある対応策がのぞまれる。
- ・人権問題の多様化があり、人権に関する事業も幅広い年代に伝える必要がある。広報誌やホームページを利用して効率化を図り、施策の見直しを期待する。
- ・市の行政として行うこと(行えること)はどのようなものであるか?を明確にするとともに、予算とプライオリティを考慮して積極的に進めていく必要がある。

### 《この分野に関する総括意見》

- ・平和は全人類の希求するところであり、人権は行政の根幹をなすものである。「平和・人権」分野は、他の分野と比べるとあまりにも小さい分野であること、他の分野に共通して求められる要素であることから、「男女共同参画」「多文化共生社会」との統合を視野に入れ、全ての分野の基礎となるまちづくりの土台として取扱うべきである。そうすることで、情報を共有することができ、個別に取上げるより、趣旨に適った効果が得られるものと考えられる。「人づくり」という枠組みで捉えても良い。
- ・統合できないとしても、女性差別問題については「男女共同参画社会」事業と、人種や国籍については「多文化共生社会」事業で行うべき事業であると考えられる。